

令和4年度税財政等に関する提案（ポイント）

1 新型コロナウイルス感染症への対応

① 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の確保・充実、

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」の延長・充実等

- ・地方創生臨時交付金について、市町村分を含む2兆円規模の増額を行うとともに、速やかに交付すること。また、基金積立要件の弾力化や期間延長、手続きの簡素化などを図ること。
- ・緊急包括支援交付金について、10月以降も当面実施されることになっているが、対策に必要な財政措置を確実に講じ、更なる増額を図ること。

② 補正予算による大胆かつ機動的な経済対策の早期実施等

- ・厳しい経済情勢を踏まえて、地方創生臨時交付金の市町村分を含む2兆円規模の増額や、飲食店、観光・交通関係といった幅広い事業者の支援を含め、補正予算での措置により、大胆かつ強力な経済対策を断行すること。

③ 地方団体の資金繰りへの支援

- ・令和3年度においても地方団体の資金繰りへの対策が講じられているが、引き続き新型コロナの影響を注視し、必要な場合には適切な措置を講じること。

2 地方一般財源総額の確保・充実等

① 地方交付税を含む地方一般財源総額の確保・充実

- ・社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方単独事業も含め、地方財政計画に的確に反映するとともに、令和4年度においても、交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すること。

② 国土強靭化の強化、地方創生回廊の実現及び公共施設等の適正管理

- ・「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」等を強力かつ計画的に推進するために、必要な予算・財源を安定的・継続的に確保すること。
- ・公共施設等総合管理計画に基づく個別施設の維持管理、更新等に係る需要を踏まえ、「公共施設等適正管理推進事業費」について、より弾力的で柔軟な運用・拡充を検討するとともに、令和4年度以降も延長すること。

③ 臨時財政対策債の縮減等

- ・臨時財政対策債については、その廃止や地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革等を行い、安定的に交付税総額の確保を図ること。
- ・地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保するとともに、その償還財源についても確実に確保すること。

3 地方創生の推進等

① 「まち・ひと・しごと創生事業費」及び地方創生推進交付金の継続・拡充

- ・地方財政計画に計上されている「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を拡充・継続し、地方の安定的な財政運営に必要な地方一般財源を十分に確保すること。
- ・「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」については、地方創生の更なる深化や取組の全国展開に向け、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や予算枠の拡充など、地方の意見等を十分踏まえ、更なる拡充やより柔軟な運用を図ること。

② デジタル社会の実現に向けた税財政措置等

- ・「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」及び「自治体DX推進計画」等に基づき、地方自治体の意見を丁寧に聞きつつ、必要かつ十分な財源を確保すること。特に、国が整備する「ガバメントクラウド」上に構築される標準準拠システムへの移行等に要する経費について、全額国費で支援すること。
- ・標準化に伴う運営経費等の減少額を地方行政のデジタル化や住民サービスの維持・向上のための経費に振り替えるなど、地方財政計画において適切な措置を講ずること。

③ 人口減少対策等に資する新たな税財政措置

- ・地方拠点強化税制については、新型コロナの影響で企業の地方移転の機運が高まっている中、地方において若い世代が安心して働く質の高い雇用の場を確保するためにも、本制度を継続するとともに更なる拡充を検討すること。

④ 自然と暮らしが調和した環境・エネルギー政策のための財政的支援

- ・脱炭素先行地域の創出や脱炭素の基盤となる重点対策の全国実施によって、地域脱炭素の取組を加速していくため、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」を含む国庫補助事業の地方負担分や地方単独事業に対して、地方財政措置を確実に講じること。

⑤ 強い農業と活力ある農村の実現

- ・新規就農者の育成・確保は、国・地方がそれぞれの役割に応じ、資金面・技術面の両面から支援を行ってきたことを踏まえ、「新規就農者育成総合対策」については、引き続き、国と地方の役割を堅持し、全額国費により措置するとともに、十分な予算を確保すること。

4 税制抜本改革の推進等

① 法人事業税におけるガス供給業の収入金額課税制度の堅持

- ・法人事業税の収入金額課税制度については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。ガス供給業について、製造・小売部門においては、中小法人は平成30年度税制改正で一般の事業と同様の課税方式に見直し済であり、収入金額により課税されているのは、経営基盤が安定している大法人中心であることから、自由化によって直ちに経営状況に大きな影響を及ぼすとは考えにくく、これらの大法人は地元自治体から多大な行政サービスを受益している状況は変わらない状況を踏まえれば、大法人に係る収入金額課税制度を堅持し、地方税収を安定的に確保すること。

② 国際課税ルールの見直しに伴う地方法人課税への対応

- ・経済のデジタル化に伴う国際課税ルールの見直しにより、多国籍企業の超過利益の一部が日本に配分され課税される場合や国際的に合意された最低税率までの課税を行う場合には、我が国においては地方法人課税分が含まれると考えるべきであり、今後、国内法制化の際は、こうした点を踏まえたうえで、制度を構築すること。

③ 住宅ローン控除の延長に係る個人住民税への補填

- ・現在、個人住民税で行われている住宅ローン控除の延長等が行われる場合、個人住民税における住宅ローン控除が、本来、所得税が担うべき役割を補完するための制度となっていることに鑑み、現行の措置と同様、これにより生じる個人住民税の減収額については全額国費で補填すること。

④ 航空機燃料譲与税の安定的確保

- ・航空機燃料税の税率の引下げ措置を引き続き講じる場合にあっては、航空機燃料譲与税は空港所在地における財政需要を賄う重要な財源であることから、厳しい地方団体の財政状況を踏まえ、税率の引下げ幅に応じた譲与割合の引上げ措置も講じたうえ、その安定的確保を図ること。